

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日曜日
に当り
たるとき
は、翌日
に於て)

目 次

- ◇ 告 示
生活保護法による医療機関の指定(社会課)
生活保護法による診療所等の廃止(〃)
保険薬剤師の登録(保険課)
国民健康保険医等として登録があったものとみなされるもの(〃)
- ◇ 公 告
県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)
保安林の指定の解除(二件)(森林保全課)
土地収用法による事業の認定(管理課)
採石業務管理者試験の合格者(河川課)
- ◇ 正 誤
平成五年五月鳥取県告示第四百八十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成五年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人真誠会 真誠会医院	米子市河崎五八〇	平成五年四月二日
宮川医院	東伯郡大栄町大字瀬戸五三一 二	平成五年四月十五日
白石医院	米子市安倍二一九一三	〃
河本医院	倉吉市津原三九二一一	〃
医療法人井東医 院	倉吉市新陽町二二一一	〃
湯川医院	東伯郡三朝町大字三朝九六七 一	〃
有限会社増谷慶 一郎薬局	米子市明治町二三一	平成五年四月二十三日
森下薬局	境港市幸神町三五七	〃
安階内科医院	鳥取市吉方温泉三丁目八一 一	平成五年五月十七日

みなと薬局鳥取店	鳥取市立川町五丁目四一	〃
都田薬局	米子市道笑町一丁目一〇八	〃
植田歯科医院	三 八頭郡那家町大字那家二九一	〃
医療法人社団今井歯科クリニック	〇 米子市上後藤四丁目一四一ニ	〃

鳥取県告示第五百八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成五年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	廃止年月日
真誠会医院	米子市河崎五八〇	平成五年二月二十八日
みなと薬局鳥取店	鳥取市立川町五丁目四一	平成五年三月三十一日
今井歯科クリニック	〇 米子市上後藤四丁目一四一ニ	〃
宮川医院	二 東伯郡大栄町大字瀬戸五三一	平成五年四月一日

白石医院	米子市安倍二二九一三	〃
井東眼科クリニック	倉吉市新陽町二二一二	〃
安陪内科医院	鳥取市吉方温泉三丁目八一二	〃

鳥取県告示第五百九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
有本圭子	鳥薬第八四五号	平成五年五月十七日

鳥取県告示第五百十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第四項の規定に基づき、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録があったものとみなされる年月日
吉岡 宏 記	鳥国医第四、七二〇号	平成五年五月十二日
笠原 清 和	鳥国業第八四四号	〃

鳥取県告示第五百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営かんがい排水事業湖山砂丘地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成五年六月七日から二十二日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字東ノ二 七二一の四三、七二一の五一、字安田三八
四の二九

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定に
より、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字ジャ谷ヨリウエ山マデー〇三七の一（次の図
に示す部分に限る。）、字ジャ谷ヨリウヘ山マデー〇三七の八、一〇三
七の二から一〇三七の一五まで

二 保安林として指定された目的

なだれの防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び若

桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
告示する。

平成五年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市宮サッカー場（仮称）建設事業

三 起業地

1 収用の部分 鳥取市蔵田字東屋敷、字南浦、字下夕江、字大泓及び
字瀬戸田地内
2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市役所

公 告

正 誤

平成5年6月1日に実施した第22回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成五年五月鳥取県告示第四百八十六号（収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止について）中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

平成5年6月4日

頁 段

誤

正

鳥取県知事 西 尾 邑 次

六 下

米子市上後藤一六〇三
一
二

米子市上福原一六〇三
一
二

- | | | | | | | | |
|----------------|----------------|------------------|----------------|----------------|----------------|---------------|----------|
| 永橋池伊西藤中竹宮渡岡福行森 | 田本原藤原原井下部辺本本旨田 | 巳年生政寿一幸美樹人治文幸吾充二 | 北若森藤田伍山橋米高浦深杉松 | 丸若岸山数赤中佐幸松森西千小 | 山山本田馬井井賀本田本田崎谷 | 良洋順晋修加津雄二敬郎郎雄 | 夫二正敷豊一也一 |
|----------------|----------------|------------------|----------------|----------------|----------------|---------------|----------|